千葉市立海浜病院医事委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 千葉市立海浜病院における診療報酬請求業務において、医療スタッフ間の情報共有と共通理解を醸成し、適正かつ効率的なオーダー処理とDPCコーディングの推進により、正確かつ確実な診療報酬の算定を確保し、医業収益の向上を図るとともに効率的かつ円滑な業務運用に資することを目的として、千葉市立海浜病院医事委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・調整・協議をするものとする。
 - (1) 診療報酬改定への対応に関すること。
 - (2) 査定・返戻等診療報酬請求事務に関すること。
 - (3) 健康保険法等の改正対応に関すること。
 - (4) DPC/PDPSに関すること。
 - (5) 診療報酬算定に関する周知・啓蒙。
 - (6) その他医事業務全般に関する改善等必要な事項の提案・検討に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 院長
 - (2) 副院長
 - (3)診療局長
 - (4) 医師 (統括部長又は診療科代表者)
 - (5) 薬剤部長
 - (6) 臨床検査技師長
 - (7) 診療放射線技師長
 - (8) リハビリテーション科長
 - (9) 管理栄養士
 - (10) 医事業務受託業者業務責任者
 - (11) 医事室長
 - (12) 医事班主查
 - (13) 診療情報管理士

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、院長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 2 やむを得ず委員会を欠席する委員は、代理者を出席させることができる。
- 3 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局医事室医事班において処理する。

(変更)

第7条 この要綱を変更する場合は、委員会の決定を得ねばならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に 定める。

附則

- この要綱は、平成9年6月2日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年1月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 即
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。